

別添

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は委託先候補者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえて仕様書を修正し、契約を締結する。

令和 8 年度実践能力習得訓練コース訓練設定支援業務委託仕様書

1 目的

障害者職業訓練コーディネーターを配置して障害者の実践的な職業訓練の場を設けるとともに、きめ細かな支援を通じて、障害者の雇用につながる効果的な職業訓練を拡大する。

2 事業内容

(1) 事業方針

県等の関係機関と連携しながら「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」実践能力習得訓練コース（以下「障害者委託訓練」という。）の受託先企業等を開拓する。

なお、障害者委託訓練未実施企業等から選定し、可能な限り訓練終了後の雇用につなげられるように訓練を設定する。

また、過去に障害者委託訓練を実施したことがある企業等が訓練を希望した場合には、所定様式にて県に取り次ぐものとする。

(2) 事業実施期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 委託業務の実施基準

委託業務の実施基準は次のとおりとする。

(1) 委託業務の目標

訓練受託企業等 10 社

なお、県に取り次いだ過去に障害者委託訓練を実施したことがある企業等は含まないものとする。

(2) 運営体制

業務の履行に当たっては、障害者職業訓練コーディネーターを 1 名以上配置すること。

なお、障害者職業訓練コーディネーターは、障害者の職業的自立に関する支援の経験者であるとともに、地域の障害者、企業その他関係機関の状況に精通しており、緊密な連携が可能な人材を選任すること。

(3) 実施方法

受託先企業等開拓のため、関係機関と連携して次の業務を行う。

- ア 障害者委託訓練受託に係る企業等向け説明会の実施
- イ 企業等への訪問による障害者委託訓練ニーズの把握・掘り起こし
- ウ 福祉施設等への訪問による障害者の訓練ニーズの把握
- エ 受託先企業等に対する訓練内容等のコーディネート・事務手続等の支援
- オ 受託先企業等及び訓練生に対する訓練期間中及び訓練終了後のフォローアップ
- カ その他訓練受託企業等の開拓に係る必要な事項

(4) その他の関連業務

埼玉県立職業能力開発センターと緊密な連携を基に業務を遂行するとともに、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関と十分連携を図ること。

(5) 業務報告

受託者は所定の様式により毎日の業務について記録し、月ごとにまとめて毎月県に報告する。

4 個人情報等の管理

- (1) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、「個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適正に取り扱うこと。
- (2) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本事業終了後も同様とする。

5 留意事項

- (1) 受託者は本業務に関わる者の人事管理について、一切の責任を負う。
- (2) 受託者は本業務において配置した全ての者に関して、県やアンケート結果及び外部関係者等により当人の適性に疑義が生じた場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (3) 業務による支援対象者等からは一切の費用を徴収してはならない。
- (4) 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が用意する又は負担とする旨がある場合を除き、原則として受託者の負担とする。
- (5) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本事業開始時に県に報告する。
- (6) 本業務の実施に当たっては、受託者が本業務の企画提案競技の際に用いた提案書及びその説明内容に基づき誠実に実施するものとする。
- (7) 本業務終了後は、引継を適切に行うとともに県へのデータ提供を行うこと。
- (8) 本仕様書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、その都度県と協議して決定する。